

近畿圏の保全区域の整備に関する法律

(昭和42.7.31)最近改正 平成29.5.12 法26号

1. 近郊緑地保全区域の管理協定の効力

(1) 管理協定

地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人は、近郊緑地保全区域内の近郊緑地保全のため、土地の所有者等と一定事項について近郊緑地の管理協定を締結し、管理を行うことができます（法第9条）。

地方公共団体が協定を締結したとき、又は市町村長が協定を認可したときは、その旨を公告することになります（法第12条）。

(2) 制限の内容（法第14条）

公告のあった管理協定については、その後土地の所有者等となった者に対しても、協定の効力が及びます。

2. 確認方法（法第12条）

地方公共団体又は市町村長は、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならないとされています。